## 諮問事項に係る検討結果等

番号	項目	国の考え方	市対応案	審議会検討結果
1	条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について	<ul> <li>●地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができる。</li> <li>●行政機関の事務事業の目的を達成するためには、センシティブ情報も収集・保管しなければならない場合があることを踏まえて法を整備している。</li> <li>●したがって、条例要配慮個人情報を定めた場合でも、その取扱いに係る固有のルールを付加することは許容されない。</li> <li>●個別案件に踏み込まない範囲で定期的な届出や審議会への報告などを行う運用を採ることは可能だが、個別案件の処理について審議会の意見を聴いたり、審議会への報告を要件化したりすることは事後的なものであっても認めない。</li> </ul>	●独自の規制が認められない状況では、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めても効果が見込めず、職員の事務負担を増やすだけになってしまうおそれがあると考えている。 ●よって、条例要配慮個人情報は定めないこととしたい。 ●市としては、機会を捉えて全国市長会等を通して国に対し、条例要配慮個人情報に係る全国統一的な規制の追加を求めていくことを検討している。	現時点では条例要配慮個人情報に当たる記述等を定める必要性は 乏しく、今後、国に条例要配慮個人情報に関する規制を法で定めるよう 働きかけを行っていくとともに、審議会にも必要な情報提供を行うよう意 見することとする。
2	の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の	●本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル簿の作成を義務付ける。 ●個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成し、公表することも認める。	●個人情報ファイル簿を作成する。 ●1,000人未満のファイル簿作成については、ファイル簿が多くなりすぎることにより検索性が低下するおそれがあること、対象者が少なすぎる場合に特定の個人を識別可能になるおそれがあることから、制度施行後の市民の反応等を見て検討することとしたい。 ●自己情報へのアクセスを容易にするという立法趣旨は個人情報ファイル簿だけで満たされるから、現行の保有個人情報目録(業務を単位として個人情報の取扱いを管理するもの)については、廃止することとしたい。	
3	改正法が規定する開示決定等の期限の特例 を条例で定める必要性について	●開示請求・訂正請求・利用停止請求があった場合の決定は、請求があった日から30日以内に行わなければならず、正当な理由があるときのみ30日以内に限り延長できる。 ●条例に規定することにより、開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることは可能である。	●公文書開示請求のように対象公文書の量が膨大になるケースが生じにくいなか、保有個人情報の開示決定期限が公文書開示請求のそれよりも長くなること、そもそも現行制度より決定期限が長くなることについて市民の理解を得ることが難しいため、開示決定の期限については現行と同様としたい。	現行の開示決定等の期限を引き継ぐのが適当である旨意見することとする。
4	条例で定める開示手数料の額について	●開示請求に係る手数料は「実費の範囲内において条例で定める額」とし、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額としなければならない。 ●「実費」には、「開示請求を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の長非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの事務処理の費用」と、「請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費」などが含まれる。 ●国と異なる手数料とすることも可能だが、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要がある。 ●実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることや手数料を無料とすることも認める。	●現行制度における費用負担の考え方や情報公開制度・行政不服審査制度における写しの交付に要する費用との均衡も考慮し、現行と同じ扱いとしたい。	手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として現行制度と同様の 負担を求めることが適当である旨意見することとする。 負担額の設定については、経済情勢や他自治体の設定状況等を考慮し、適切な設定を行うよう求める。
5	個人情報保護審議会への諮問事項について	●個別の事案の法に照らした判断を審議会等への諮問・答申に基づき実施することは、改正法の趣旨に反するものであり、認めない。 ●よって、個人情報保護審議会への諮問を要する場面は少なくなると考えられる。 ●意見を聴く場面として、定型的な案件の取扱いについて国の法令やガイドラインに沿った「運用ルールの細則」を設定することや、法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合に意見を聴くことが特に必要である場合などが想定される。	●保有個人情報目録の廃止に伴い、個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出に関する事項並びに保有個人情報の利用の届出の状況に関する事項の報告を廃止する。 ●法の趣旨を踏まえ、個人情報保護審議会への諮問事項は、①法施行条例を改正しようとする場合、②地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合、③審議会に諮ることが特に必要であると認められる場合としたい。	を除き、個人情報ファイル簿の公表の状況に係る事項を加えること、諮問事項から条例によりその権限に属する事項、制度の運営に関する重要事項を除き、法施行条例を改正しようとするとき、独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴
6	情報公開条例における開示情報及び非開示 情報との整合を図るための条例の規定の必要 性について	●開示等請求は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの 適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であるから、情報公 開条例と整合を図るために条例に特別の規定をすることが可能である。 ただし、規定をする場合は、個人の権利利益が不当に侵害されることの ないよう留意をする必要がある。 ●いわゆる法令秘情報は、基本的に法第78条第1項各号のいずれか に該当すると考えられる。	●武蔵村山市情報公開条例の非開示情報と改正個人情報保護法の不開示情報とは概ね一致しており、条例による特別の措置は不要と考える。 ●法で不開示とされている情報であって、情報公開条例で開示が義務付けられたものは存在しない。	情報公開条例との整合性を確保することを目的として個人情報保護 法施行条例で特別に不開示情報を規定する必要はなく、個人情報保護 法で不開示とされている情報のうち、開示することを義務付ける規定を 置く必要もない旨意見することとする。